

令和4年度

包括外部監査の結果及び意見の概要

-環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について-

令和5年3月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 小島智也

令和4年度 包括外部監査結果報告書（概要版）

北九州市包括外部監査人 公認会計士 小島智也

令和4年度の包括外部監査を終了しましたので、その概要をご報告申し上げます。

1 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について
選定理由	<p>北九州市においては、公害を克服したという歴史があり、2008年（平成20年）に国から「環境モデル都市」に選定（全国第1号）され、2011年（平成23年）には国から「環境未来都市」に、OECD（経済協力開発機構）からは「グリーン成長都市」に選定されている。</p> <p>また、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載のSDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）においても、環境問題に関連する項目が目標の中に含まれており、さらに、近年においては地球温暖化や海洋プラスチックごみといった環境問題が大きくクローズアップされており、地球規模で対応すべき重要な課題として認識されている状況である。</p> <p>北九州市の具体的な施策としては、2017年（平成29年）11月に「北九州市環境基本計画」を改定しており、SDGsの達成に向けては、『「真の豊かさ」にあふれ、世界に貢献し、信頼される「グリーン成長都市」』というSDGs戦略（ビジョン）を掲げて、様々な取り組みを行っている。</p> <p>このように、北九州市は環境問題の意識が高く、「北九州環境ブランド」を確立しており、廃棄物処理を含めた環境問題は社会的な注目を集めている状況である。</p> <p>したがって、環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について、合規性のみならず、有効性、効率性及び経済性の観点から監査することは市民にとっても意義があると判断し、監査テーマとして選定した。</p> <p>なお、環境施策については、2002（平成14）年度包括外部監査のテーマとされていたが、既に20年経過しており、当時とは状況も大きく変わっていることから、特に問題ないものと判断している。</p>
監査の対象 部署及び出 資団体	環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行に関する部署として、以下の部署及び出資団体を監査対象として、各事業について監査を実施した。

	<p>ア. 北九州市環境局</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総務政策部 <ul style="list-style-type: none"> - 総務課 - 環境学習課 ➤ グリーン成長推進部 <ul style="list-style-type: none"> - グリーン成長推進課 - 再生可能エネルギー導入推進課 - 環境イノベーション支援課 ➤ 環境国際部 <ul style="list-style-type: none"> - 環境国際戦略課 ➤ 環境監視部 <ul style="list-style-type: none"> - 環境監視課 - 産業廃棄物対策課 ➤ 循環社会推進部 <ul style="list-style-type: none"> - 循環社会推進課 - 業務課 - 施設課 - 新門司工場 - 日明工場 - 皇后崎工場 ➤ 環境センター <ul style="list-style-type: none"> - 新門司環境センター - 日明環境センター - 皇后崎環境センター <p>イ. 出資団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公益財団法人北九州市環境整備協会
監査対象 期間	<p>監査の対象とした年度は、原則として令和3年度とし、必要に応じて、それ以外の年度についても対象とした。</p>

2 監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士 小島智也
補助者	公認会計士 5名、弁護士 1名

3 報告書の構成

第1 監査の概要（テーマ、対象、方法、期間、実施者等）	1～4 ページ
第2 監査対象の概要	5～37 ページ

第3 監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ……………38 ページ
 第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ……………39～179 ページ

4 監査の方法

(1) 監査の視点

- ア. 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- イ. 事務事業が経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ウ. 各事業の経営状況の把握、分析及び進捗管理が適切に行われているか。
- エ. 各事業に関する予算は適正に配分され、所定の手続に従って、適正に執行されているか。
- オ. 過年度における包括外部監査の措置状況は適切であるか。
- カ. 所管する出資団体等の財政援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。

(2) 実施した監査手続の流れ

- ア. 概要の把握
 環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について概要を把握するため、資料を入手し、担当者へのヒアリングを実施した。
- イ. 監査対象とした各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問
 市環境局及び公益財団法人北九州市環境整備協会の財務に関する事務手続等について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。
- ウ. 監査対象とした各工場及び環境センターへの現地調査
 財産の状況を把握するため、各工場及び各環境センターの施設に行き、管理状況等の現地調査を実施した。

5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(注)「監査の結果」は、合規性の観点からの指摘事項に加えて、必ず改善すべきと認めるものであり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 所管部署別の監査の結果及び意見の件数

所管部署		結果	意見
<環境局>			
全般事項		-	2件
総務政策部	総務課	-	5件

所管部署		結果	意見
	環境学習課	-	2件
グリーン成長推進部	グリーン成長推進課	-	5件
	再生可能エネルギー導入推進課	1件	2件
	環境イノベーション支援課	1件	2件
環境国際部	環境国際戦略課	3件	4件
環境監視部	環境監視課	-	-
	産業廃棄物対策課	-	7件
循環社会推進部	循環社会推進課	-	7件
	業務課	3件	8件
	施設課	3件	8件
	工場（新門司工場、日明工場、皇后崎工場）	2件	1件
環境センター（新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター）		1件	4件
<出資団体>			
公益財団法人北九州市環境整備協会		1件	3件
合計		15件	60件

(2) 所管部署別の監査の結果及び意見の項目

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
<環境局>					
(1) 全般事項	-		○	①印刷物の削減について	45
	-		○	②情報の発信方法について	45
(2) 総務政策部 総務課	ア. 北九州市環境基本計画の進捗評価について		○	①基本計画の年度評価について	50
	イ. 「北九州市の環境」の作成事業		○	①冊子の作成について	54
	ウ. OECD（経済協力開発機構）「SDGsモデル都市」プロジェクト推進事業		○	①「OECD SDGs 北九州レポート」の製本及び配布について	56
			○	②OECDからの提案について	57

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
			○	③予定価格の算定について	58
(3) 総務政策 部 環境学習課	ア. 北九州環境みらい学習システム「ドコエコ！」推進事業		○	①エコツアーガイドブックについて	60
	イ. 「総合環境情報誌」の作成事業		○	①ていたんプレスの発行について	62
(4) グリーン 成長推進部 グ リーン成長推進 課	ア. 新・「脱炭素 ライフスタイル」 転換推進事業		○	①公募型プロポーザル方式の進め方について	66
			○	②公募型プロポーザル方式の審査について	67
			○	③業務委託の在り方について	67
	イ. 公用車における次世代自動車普及事業		○	①市が設置する電気自動車の車両充電設備について	69
	ウ. エコドラ・ノーマイカー普及推進事業		○	①ノーマイカー強化月間について	71
(5) グリーン 成長推進部 再 生可能エネルギ ー導入推進課	ア. 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業	○		①エネルギー使用量等を含む省エネ活動実績報告書の提出について	73
	イ. 北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業		○	①市役所の電力使用量について	75
			○	②市有施設の電力使用量について	76
(6) グリーン 成長推進部 環 境イノベーション 支援課	ア. 環境未来技術開発助成事業	○		①直接人件費について	77
	イ. 新規環境産業創出事業		○	①北九州エコプレミアムロゴマークの使用許諾条件の設定について	80
	ウ. 環境産業融資制度		○	①環境産業融資制度の見直しについて	82

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
(7) 環境国際部 環境国際戦略課	ア. 公益財団法人北九州国際技術協力協会に対する補助金	○		①補助金申請の際の添付書類について	84
	イ. 公益財団法人地球環境戦略研究機関に対する補助金	○		①補助金申請の際の添付書類について	87
	ウ. 環境国際ビジネス新基盤構築事業	○		①予定価格の積算について	90
			○	②コンテストの受賞商品について	91
	エ. サステナブル環境ビジネス展開事業		○	①助成対象経費について	93
			○	②助成事業の変更申請及び承認について	94
	オ. その他全般に関する事項		○	①見積書の日付について	96
(8) 環境監視部 産業廃棄物対策課	ア. 産業廃棄物処理推進事業		○	①不法投棄防止夜間・早朝監視業務の報告について	97
			○	②不法投棄防止監視カメラ整備事業について	98
			○	③リース取引に該当するかについて	99
			○	④不法投棄防止監視カメラのリース契約について	101
			○	⑤「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」の更新について	102
			○	⑥「ゆめみらいワーク2021」出展補助業務について	103
			○	⑦「令和3年度 北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会」について	104

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
(9) 循環社会推進部 循環社会推進課	ア. 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画推進事業		○	①各年度における計画について	105
	イ. 北九州市プラスチックスマート推進事業		○	①専用ウェブサイトのアクセス管理について	107
			○	②専用ウェブサイトの有効性について	107
	ウ. 古紙・古着リサイクル推進事業		○	①提出書類の電子化について	109
			○	②提出書類の簡略化について	112
	エ. 食品提供マッチングモデル事業		○	①今後に向けた施策について	113
	オ. 広げよう食品ロス・生ごみ削減の環づくり事業		○	①生ごみ堆肥の受入・リサイクル推進について	115
(10) 循環社会推進部 業務課	ア. ごみ収集指定袋制実施事業	○		①廃棄品の管理について	119
		○		②在庫管理について	119
			○	③実地棚卸の立会について	121
			○	④指定袋取扱店であるコンビニにおける在庫管理について	122
	イ. ごみ処理委託事業	○		①予定単価シートについて	124
			○	②蛍光管リサイクル業務について	125
	ウ. し尿処理関係業務委託（人件費）事業		○	①し尿収集業務の業務実績の報告について	127
			○	②し尿処理手数料収納業務委託について	129
	エ. ふれあい収集業務事業		○	①ふれあい収集業務の要件について	131

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
	オ. 粗大ごみ収集事業		○	①粗大ごみの処理手数料について	135
	カ. 地域環境活動等支援事業		○	①北九州市環境衛生総連合会への補助金について	137
(11) 循環社会推進部 施設課	ア. 工場等維持管理事業	○		①設計単価の積算方法について	141
			○	②受注者からの報告について	142
	イ. 事務所等維持管理		○	①入札不調から随意契約へ移行する場合の見積辞退について	144
	ウ. 新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業	○		①契約書の契約期間について	145
	エ. 新日明工場整備運営事業	○		①受注者の誓約事項の遵守について	147
			○	②物価変動等による対価の改定について	148
	オ. 容器包装分別収集再商品化促進事業		○	①有償入札に係る拠出金について	151
			○	②有償入札に係る拠出金の計算結果の検証について	153
			○	③PET ボトルの再商品化の委託について	153
	カ. 一般廃棄物の広域処理（他都市ごみの受入）		○	①他都市からのごみ受入の処理料金について	155
			○	②ごみの受入期間について	156
(12) 循環社会推進部 工場 (新門司工場、日明工場、皇后崎工場)	ア. 工場一般管理（各工場共通）	○		①備品の管理不備について	158
	イ. 日明工場	○		①与信管理について	160
			○	②ごみ処理手数料の未納について	161

所管部署	事業	区分		項目	頁
		結果	意見		
(13) 環境センター（新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター）	ア. 環境センター全般に関する事項	○		①備品の管理不備について	163
			○	②芝刈り機について	165
			○	③資源化ボランティア袋について	166
			○	④車両実績報告書について	166
			○	⑤車両の稼働について	167
(14) 公益財団法人北九州市環境整備協会	-	○		①リース契約に関する会計処理について	168
			○	②市からの派遣者にかかる給与負担について	171
			○	③市からの車両貸与について	173
			○	④部門別損益について	174
(15) 平成14年度北九州市包括外部監査のFollow	-	-	-	-	176

6 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 全体事項

項目	①（意見）印刷物の削減について	P45
現状	各事業において、様々な印刷物を発行している。	
意見	印刷物については、施策や情報等を伝達する有効な手段である。その一方で、印刷物を作成、製本及び配達することについては、環境問題の観点からは好ましくない。市の環境局が率先して、情報発信等の方法について見直し、印刷物の削減等に取り組むことは極めて重要であると考えます。	
項目	②（意見）情報の発信方法について	P45
現状	市のホームページにおいて環境に関する情報を掲載しているが、既に終了して一定の期間が経過した取り組みが掲載されたままとなっている事例がある。	
意見	掲載される情報については定期的に分類が適切であるかを検討し、必要性の乏しい情報を除くことが望まれる。	

(2) 総務政策部 総務課

ア. 北九州市環境基本計画の進捗評価について

項目	① (意見) 基本計画の年度評価について	P50
現状	北九州市環境基本計画の年度ごとの進捗評価においては、事業ごとに達成度・有効性・効率性の観点からポイント評価が行われ、その点数により A (積極的推進)、B (一部見直し)、C (抜本的見直し)、D (廃止及び休止) という 4 段階で総合評価が行われる。そして、4 つの政策目標ごとに A 評価の事業が多ければ、プロジェクトの進捗は順調という判断を行っている。	
意見	<p>北九州市環境基本計画に定められた各年度の進捗点検の進め方に基づき評価は行われているものの、あくまでも単年度の評価について言及しているような印象を受けた。また、平成 19 年度以降 (平成 28 年度を除く) の各年度の個別事業評価を確認したところ、延べ 1,343 事業の評価を実施しているにも関わらず、C 評価が 2 件 (平成 19 年度、平成 20 年度)、D 評価が 1 件 (平成 20 年度) しか存在していなかった。</p> <p>北九州市環境基本計画は、その進捗点検を毎年行うことで、個々の施策の進捗確認に留まらず、全体として市の環境政策の進捗状況を確認するものである。</p> <p>そのため、個々の事業の評価方法について問題がないか検討するとともに、全体として市の環境政策の進捗度合いを各年度で評価することが望ましい。</p>	

イ. 「北九州市の環境」の作成事業

項目	① (意見) 冊子の作成について	P54
現状	<p>「令和 3 年度版 北九州市の環境 (本編)」は 430 冊作成され、そのうち 90 冊が販売用として販売店に配付され、237 冊が議会関係や関係各局等に配付され、残り 103 冊が予備在庫として取り扱われている。</p> <p>この「北九州市の環境」は一般向けに有料販売されている一方、市のホームページにおいて無料ダウンロードが可能である。</p>	
意見	環境問題に率先して取り組むべき立場を踏まえると、電子版での閲覧を積極的に進めるよう検討し、可能な限り冊子数を減らすことが望ましい。	

ウ. OECD (経済協力開発機構) 「SDGs モデル都市」プロジェクト推進事業

項目	① (意見) 「OECD SDGs 北九州レポート」の製本及び配布について	P56
現状	「OECD SDGs 北九州レポート」の日本語版と英語版を製本し、配布している。	
意見	<p>「OECD SDGs 北九州レポート」の英語版については、合計 7,000 部製本しているが、7,000 部を製本したことについての明確な根拠はない。</p> <p>また、当初英語版を 4,000 部製本しており、同年度に 3,000 部を追加製本して</p>	

	<p>いるが、本来であれば在庫がなくなるタイミングを見越して発注すべきである。 今後においては、製本部数を適切に積算したうえで、製本することが望まれる。</p>	
項目	②（意見）OECDからの提案について	P57
現状	<p>OECDからの提言を受けて、一部の施策は実施されているものの、包括的かつ中長期的な視点から、どのように実行していくのか等について、具体的な検討がなされていない。</p>	
意見	<p>当該事業の目的として、「本市のSDGsの取組みに活用するとともに、その先進性を国内外にアピールし、国際的な都市ブランド構築につなげる」ことを挙げている。</p> <p>そのため、この提言を受けて、包括的かつ中長期的な視点から具体的な施策を検討することが求められると言える。また、その施策を実行することにより、国際的な都市ブランドの構築・維持が可能になると考えられる。</p>	
項目	③（意見）予定価格の算定について	P58
現状	<p>「OECD SDGs 北九州レポート（英語版）」の翻訳及びレポート作成等業務については、特命随意契約を締結している。</p> <p>当該業務を委託するにあたって、予定価格算定のために公益財団法人地球環境戦略研究機関から参考見積書を入手し、予定価格を算出している。</p> <p>その後、公益財団法人地球環境戦略研究機関から見積書を入手し、契約を締結することになった。</p>	
意見	<p>今回の場合、契約先である法人からの参考見積書のみをもって、予定価格を積算することになっている。このような状況においては、参考見積書の意義は乏しく、予定価格の算定根拠としては適切ではないと言える。</p> <p>したがって、予定価格算定の当たっては、参考見積書を入手する方法ではなく、過去の実績等を勘案し適切に予定価格を算定するといった方法が望ましく、参考見積書を入手する方法によっても複数の法人から見積書を入手することが望ましい。</p>	

（３）総務政策部 環境学習課

ア. 北九州環境みらい学習システム「ドコエコ！」推進事業

項目	①（意見）エコツアーガイドブックについて	P60
現状	<p>「北九州市エコツアーガイドブック」は、市の環境について２冊（本編・公害克服編）に集約しており、現時点では日本語版・英語版・韓国語版が作成されている。各冊子については、在庫管理はされているが、利用者層・利用タイミング等についての分析は行われていない。</p>	
意見	<p>当ガイドブックの利用状況を把握・分析することによって、在庫・発注管理につながるとともに、今後の多言語展開への指針ともなる。</p>	

	<p>また、市における施策として環境を重視していることを鑑みると、紙による冊子を削減することも必要である。例えば、各展示に QR コードを併記し、北九州市環境ミュージアムで用意したタブレット PC または各自のスマートフォンでも当ガイドブックを閲覧できるようにするといった対応が考えられる。</p>
--	---

イ. 「総合環境情報誌」の作成事業

項目	① (意見) ていたんプレスの発行について	P62
現状	<p>「ていたんプレス」は、市の環境施策を広く市民に伝えることを目的とすることから、全戸配布を目的として、自治会を通じて月 2 回配布される「市政だより」と同封して配布されているが、自治会未加入者にも伝わるよう公共施設、コンビニエンスストア、郵便局、市内大学等の備置や、一般社団法人不動産協会加入の管理会社から集合住宅への配布を行っている。</p>	
意見	<p>「ていたんプレス」のコンビニエンスストア及び郵便局への配付が適切に行われているかを確認するため、各コンビニエンスストア及び郵便局へランダムに訪問して調査を行った。その結果、備置されているのが確認できたのは、21 店舗中 8 店舗のみであった。今後は、コンビニエンスストアにおける市刊行物の備置状況を定期的に確認することも考えられる。</p> <p>そもそも配布すること自体が有効なのか、という観点からも検討を行い、有効性が乏しいのであれば、市の LINE 等、SNS によるプッシュ型発信を行うことで周知を広めることを検討することも望まれる。</p>	

(4) グリーン成長推進部 グリーン成長推進課

ア. 新・「脱炭素ライフスタイル」転換推進事業

項目	① (意見) 公募型プロポーザル方式の進め方について	P66
現状	<p>「脱炭素社会の実現に向けた戦略的広報推進業務委託」についてプロポーザルを実施したところ、1 社から企画提案書の提出があった。</p> <p>この 1 社について、提出された企画提案書をもとに、プロポーザル審査を行ったところ、評価基準を満たす結果となったことから、同社を受託先として業務委託契約を締結することになった。</p>	
意見	<p>企画提案書の提出は 1 社のみであることから、比較評価することができず、プロポーザル方式を採用した意義が乏しいと言える。</p> <p>スケジュールについて、公募の開始 (9 月 22 日) から参加申込書の提出締切 (10 日 1 日) までの日数が、土日を含んでも 10 日程度しかない。</p> <p>今後においては、公募型プロポーザル方式を採用する場合、複数社が参加するように、スケジュール、業務委託内容及び事業費の上限等について、慎重に検討することが望まれる。</p>	

項目	②（意見）公募型プロポーザル方式の審査について	P67
現状	<p>上述の「①（意見）公募型プロポーザル方式の進め方について」に記載したプロポーザル審査について、採点表を確認したところ、一部の審査員は鉛筆書きにて記入していた。</p>	
意見	<p>鉛筆書きでは、事後的に修正してもその履歴が残らない。そのため、今後においては、ボールペンにて記入することを徹底することが望ましい。</p>	
項目	③（意見）業務委託の在り方について	P67
現状	<p>タウンミーティングの開催にあたり、以下の2つの業務委託を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度タウンミーティングオンライン配信等補助業務委託 ・令和3年度タウンミーティング運営等補助業務委託 	
意見	<p>各業務において、会場との打ち合わせ、機材の借り上げ及び撮影等、若干の重複があるように見受けられるため、まとめて業務委託することにより委託料を削減することができた可能性があった。</p> <p>また、それぞれの業務委託を行うにあたっては、同じ3社に見積もり依頼していたため、同じ業者がまとめて請け負うことは可能であったと考えられる。</p> <p>今後においては、コストや効率性等を勘案して、業務委託の内容及び範囲を慎重に検討することが望まれる。</p> <p>なお、いずれの業務委託も100万円以下であったため、契約書の作成は不要であった。</p>	

イ. 公用車における次世代自動車普及事業

項目	①（意見）市が設置する電気自動車の車両充電設備について	P69
現状	<p>電気自動車の車両充電設備について、市は以下のように設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速充電器…7台 ・倍速充電器…10台 	
意見	<p>市が設置する充電設備はいずれも運用開始から10年程度経過していることから、設備の更新の時期を迎えており、その後においても、維持管理に関する費用負担が増加することが想定される。</p> <p>一方で、近年は民間の設置する充電設備も増加しており、技術革新が著しい設備であるため、充電能力も向上している状況である。</p> <p>このような状況において、市の負担によって充電設備を設置する必要性や合理性が認められるかについて、利用状況や公共性を踏まえて慎重に検討することが望まれる。</p> <p>また、市が設置する充電設備の利用料金は無料となっているが、民間施設は有料であることが一般的であるため、利用料金の有料化についても、併せて検討することが望まれる。</p>	

ウ. エコドラ・ノーマイカー普及推進事業

項目	①（意見）ノーマイカー強化月間について	P71
現状	毎年10月及び11月を「ノーマイカー強化月間」として、新聞やフリーペーパー、SNS及びバスの車外広告等により、様々なPRをしている。	
意見	このような広告によりPRした結果、市民がマイカーの利用をどの程度控えているのか効果は疑問である。効果を上げる対策について、今後検討することが望まれる。	

（5）グリーン成長推進部 再生可能エネルギー導入推進課

ア. 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業

項目	①（結果）エネルギー使用量等を含む省エネ活動実績報告書の提出について	P73
現状	補助金交付要綱において、中小企業向けに補助金を交付し、交付後も3年間にわたって「エネルギー使用量等を含む省エネ活動実績報告書」にて翌年度の5月末までに報告を受ける旨が定められている。 市に提出された当該報告書における日付が期限を過ぎた6月となっているものや日付の記載がないものが散見された。	
指摘事項	市は、当該実績報告書につき提出自体はすべて受けているものの、翌年度の5月末という期限は過ぎていることから、同交付要綱第19条に反する状況であると判断せざるを得ず、早急に改善すべきである。	

イ. 北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業

項目	①（意見）市役所の電力使用量について	P75
現状	市役所の電力使用量について、市役所1階にモニターを設置している。	
意見	モニターについては、守衛の後ろにあり、人目に触れられる機会が少ないと言える。率先垂範を実践するためには、より人目に触れられるように以下のような工夫をすることが望まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市役所のエレベーターホールにモニターを設置する ➤ 市役所のホームページ上にて公開する 	
項目	②（意見）市有施設の電力使用量について	P76
現状	市有施設における年度別の電力使用量について、平成22年度から平成27年度にかけては概ね右肩下がりであり電力使用量が減少しているが、それ以降については横ばいか若干増加している状況である。	
意見	市では令和2年10月に、「2050年までに脱炭素社会の実現（温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする）」を目指す、ゼロカーボンシティを表明している。	

	<p>また、令和3年8月に公表した「北九州市地球温暖化対策実行計画」において、今後の取組み内容として、以下の項目が挙げられている。</p> <p>今後において、これらの取組みを実現するためには、年度毎かつ施設毎に電力使用量の目標数値を設定し、実績値との比較分析を行い、実行計画の見直し等を行っていくことが有用である。</p>
--	--

(6) グリーン成長推進部 環境イノベーション支援課

ア. 環境未来技術開発助成事業

項目	① (結果) 直接人件費について	P77
現状	北九州市環境未来技術開発助成金の助成対象経費として、直接人件費が集計されている。この直接人件費について、一般事務補助業務に携わる人員についての時間数も加味されている状況である。	
指摘事項	<p>北九州市環境未来技術開発助成金交付要領によれば、直接人件費の対象となる者は「直接研究に携わっている研究者又は技術者（当該研究における専属担当者）」とされている。</p> <p>この点について、研究活動以外の所属組織における間接経費が入り込み助成金の対象経費となることがあれば、それは意図していない助成となり、市民の理解を得るのは難しいと言える。そのような職務の者が行う研究開発活動に携わることにより支給される人件費も直接人件費と市が認めるのであれば、業務日報に記載されている業務内容とその時間数との対応関係を厳密に精査する必要がある。</p> <p>また、上記の問題が生じる理由として、当該要領における定義が曖昧となっていることが挙げられる。そのため、要領を見直すことも望まれる。</p>	

イ. 新規環境産業創出事業

項目	① (意見) 北九州エコプレミアムロゴマークの使用許諾条件の設定について	P80
現状	北九州エコプレミアム認定ロゴマークは市に著作権及び二次的著作物の利用権が帰属する知的財産権であるが、選定された企業が遵守すべき使用許諾の条件については『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用の手引き』にて案内をするのみで、使用許諾契約書の締結や条件遵守に係る誓約書等の徴収は実施されていない。選定された企業が認定ロゴマークの使用を申請する場合、『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク使用承認申請書』の提出が義務付けられているが、この書面にも使用条件の遵守を誓約する文言等は存在しない。	

意見	<p>今後は、選定された企業に対し使用条件、違反時のペナルティその他の条件を明示した使用許諾契約書の締結を求める運用を採用することが望ましい。仮に、即時にこのような運用を採用することが難しい場合でも、これまで選定された企業から徴取してきた『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用承認申請書』において、使用条件を遵守する旨の誓約文言等を既定文言として追記しておくことが望ましい。</p>
----	---

ウ. 環境産業融資制度

項目	① (意見) 環境産業融資制度の見直しについて	P82
現状	平成 29 年度に新規融資 1 件を実行して以降、新規融資がない状況である。	
意見	<p>市は、今後、展示会や会議等で制度を広く PR していくとしているが、抜本的な対応策とは言い難く、これにより実績が大きく回復する見込みは低いと言える。そもそも当該事業が企業のニーズに合致した事業と言えるか疑問であり、市がこの事業を継続することによる経済効果も乏しいと考えられるため、市が実施している他の融資制度との一元化等、今後の事業の在り方について再検討を行うことが望ましい。</p>	

(7) 環境国際部 環境国際戦略課

ア. 公益財団法人北九州国際技術協力協会に対する補助金

項目	① (結果) 補助金申請の際の添付書類について	P84
現状	<p>北九州市補助金等交付規則第 5 条第 2 項第 2 号においては、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項についての書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。</p> <p>なお、公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。</p>	
指摘事項	北九州市補助金等交付規則第 5 条第 2 項第 2 号に定められているとおり、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。	

イ. 公益財団法人地球環境戦略研究機関に対する補助金

項目	① (結果) 補助金申請の際の添付書類について	P87
現状	北九州市補助金等交付規則第 5 条第 2 項第 2 号において、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項について	

	<p>の書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。</p> <p>なお、公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。</p>
指摘事項	<p>北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号に定められているとおり、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。</p>

ウ. 環境国際ビジネス新基盤構築事業

項目	①（結果）予定価格の積算について	P90
現状	<p>市は、「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト事業」の実施にあたり、Horasis アジアミーティングと強い連携が必要となることから、Horasis の日本におけるパートナーの一つである一般社団法人地域企業連合会と特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結している。</p>	
指摘事項	<p>市は、一般社団法人地域企業連合会と業務委託契約を締結するにあたり、参考見積りを入手しているが、予定価格を積算しておらず、委託金額の妥当性が検討されていない。特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結する場合、北九州市契約規則第19条の2に従い、予定価格を適切に積算した上で委託金額の妥当性を検討し、決定する必要がある。</p> <p>したがって、業務委託契約を締結するにあたり、委託金額の妥当性を判断するために、予定価格を適切に積算すべきである。</p>	
項目	②（意見）コンテストの受賞商品について	P91
現状	<p>「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト」の北九州市長賞として、表彰状及びトロフィーのみならず副賞商品として、北九州市特産品を贈呈することとした。具体的には、「学生～一般部門（高校、専門学校以上）」に対する副賞商品として、「ふぐ・地酒」を贈呈していた。</p>	
意見	<p>「学生～一般部門（高校、専門学校以上）」の受賞対象者は、20歳未満の学生も含まれることになる。それにも関わらず、受賞者が選定されるより前に、受賞商品として「ふぐ・地酒」を選定していた。コンテスト受賞者に対し贈呈する受賞商品に関しては、市の特産物によるとしても、その中でも受賞者に相応しい商品を選定することが望ましい。</p>	

エ. サステナブル環境ビジネス展開事業

項目	①（意見）助成対象経費について	P93
現状	<p>市は、実行可能性調査の助成金交付予定額の決定にあたり、申請企業の旅費規</p>	

	程を考慮し、旅費規程に従った金額であれば助成対象経費として妥当なものとして取り扱っている。このため、特に海外出張では、役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金が助成対象経費に含まれることになり、また、出張日当も助成対象経費に含まれている。
意見	<p>役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金について、事業目的を達成するために必ずしも必要な経費とは言えないのではないかと考えられる。</p> <p>また、出張日当についても、出張日当は出張中に発生する食費等の諸雑費の性格を有していることから、助成対象経費に含めるべきかどうかについては、同様に慎重な判断が必要である。</p>
項目	②（意見）助成事業の変更申請及び承認について P94
現状	北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱によれば、助成事業を変更しようとするときは北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業変更申請書（様式8各号）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならないとされている。変更申込書を確認したところ、いずれも変更申請書の提出及び承認が、事業期間（令和3年7月1日～令和4年3月1日）の最終日である令和4年3月1日に行われており、実績報告書も同日に提出されていた。
意見	変更申請書の提出及び承認は、事業期間最終日に行うようなものではなく、また、実績報告書の提出日と同日に行うようなものでもない。交付要綱に「あらかじめ市長に提出し」と定められているとおり、変更の必要性が判明した場合には、速やかに変更申請書の提出及び承認が行われることが望ましい。

オ. その他全般に関する事項

項目	①（意見）見積書の日付について P96
現状	市は、見積り合わせにより委託先を選定する際に、複数の業者から見積書を手入しているが、見積書の作成日の日付が手書きとなっているものが多く見られた。また、筆跡が似ているため、市で日付を記載しているのではないかとと思われるものが散見された。
意見	<p>見積書の提出は契約の申込みにあたりとされており、見積り合わせのために入手する見積書の日付は、業者からの申込みが行われた日付を明確にするものであり、見積書が市の定めた提出期限内に提出されたものであるかを確認するための重要な情報となる。</p> <p>したがって、見積り合わせの実施のために、見積書の提出を業者に依頼するにあたっては、業者に作成日付の記入を求めることが望ましい。</p>

(8) 環境監視部 産業廃棄物対策課

ア. 産業廃棄物処理推進事業

項目	① (意見) 不法投棄防止夜間・早朝監視業務の報告について	P97
現状	<p>「監視業務」及び「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」に係る仕様書において、年間の実施回数(「監視業務」は年間200回、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」は年間23回)が決められている。</p> <p>「監視業務」については、月報において実施回数の報告が求められ管理されているのに対して、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」については、業務の報告が求められているのは日報のみであり、月報による月の実施回数の報告などは求められていない。</p>	
意見	<p>「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」においても、「監視業務」と同様、月報において実施回数の報告を求め管理することが望ましい。</p> <p>また、現状の月報では該当月の実施回数の報告のみであるため、契約期間にかかる累計の実施回数についても報告を求め、年間の実施回数を管理することが望ましい。</p>	
項目	② (意見) 不法投棄防止監視カメラ整備事業について	P98
現状	<p>不法投棄防止監視カメラ整備事業では、次の3つの業務についてそれぞれ業者の選定手続を実施したうえで契約を締結している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事 2. 不当放棄防止監視カメラ点検業務委託 3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託 <p>このうち、1及び2については、見積り合わせにより委託先を決定しているが、3については特命理由書による随意契約により委託先を決定している。</p> <p>結果的に、これら全ての業務で同じ会社と契約を締結している。</p>	
意見	<p>令和3年度においては、結果として全ての事業で監視カメラの設置会社である会社が選定されているが、業務の効率性や経済性を考慮すると3つの業務の一本化を検討することが望ましい。</p>	
項目	③ (意見) リース取引に該当するかについて	P99
現状	<p>市は、「不法投棄防止監視カメラリース契約」及び「大気汚染常時監視システム賃貸借契約」を締結している。</p>	
意見	<p>上記2件の取引について賃貸借契約を締結しているため、それに基づき賃貸借処理により会計処理を行っているが、経済的実態はリース取引であると考えられるため、経済的実態に応じた契約書により契約を締結することが望ましい。</p> <p>今後においては、経済的実態がリース取引に該当する取引については、約款等も含め、リース契約を締結した上で、注記に記載された市の会計方針に従った会計処理を行うことが望ましい。</p>	

項目	④（意見）不法投棄防止監視カメラのリース契約について	P101
現状	<p>市は、不法投棄防止監視カメラのリース契約を締結するにあたり、物品等供給契約登録業者のうち、取引品目に電算機器のリースを含む全ての市内業者（3社）及び準市内業者（18社）に対し、入札参加への意思確認を行った。その結果、5社から入札参加の意思表示を受けたが、その後4社から入札不参加の申出があり、入札が中止となった。</p> <p>そこで、市は再入札を行うため、変更可能な条件である機器について仕様書の見直しを行い、入札不参加の申出があった4社に対して入札の意向を確認したが、「入札に参加しない」との回答と得ている。</p> <p>これを受け、市は市外業者（76社）に対して入札参加の意向を確認したが、入札に参加する業者が無く、最終的には当初から入札参加の意向を示していた1社と特命理由書による随意契約によりリース契約を締結している。</p>	
意見	<p>市外業者を含めて97社に対して入札の意向を確認したにもかかわらず、最終的に1社しか入札に参加する意向を示していない状況に鑑みると、市の作成した仕様書が「委託業務の内容を十分に検討した」ものとは言えないのではないかと考えられる。</p> <p>したがって、市は、仕様書を作成するにあたり、委託業務の内容を十分に検討した上で、一般的に受け入れやすい仕様書を作成し、入札の透明性及び経済合理性を確保することが望ましい。</p>	
項目	⑤（意見）「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」の更新について	P102
現状	<p>産業廃棄物許可業者を検索できるようにするため、市は「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」を構築している。当該システムの更新については、年1回（毎年4月1日）のみであり、報告書作成日（10月6日）にサンプルで検索したところ、許可期限が到来済の事業者が散見されている状況である。</p>	
意見	<p>市の担当者に確認したところ、許可期限の更新は行っているものの、検索システム上への更新がなされていないとのことであった。このような状況においては、システム利用者にとって、検索された事業者が適切に許可期限の更新をしているか否かは明らかではないと言える。</p> <p>そのため、今後においては、システムを適時に更新できる体制を構築することが望まれる。</p>	
項目	⑥（意見）「ゆめみらいワーク2021」出展補助業務について	P103
現状	<p>市は、産業廃棄物業界の採用活動の向上を目指し、「北九州ゆめみらいワーク2021」に展示ブースを出展している。</p>	
意見	<p>人材育成や人材確保について、本来的には産業廃棄物業界が主体となって行うべきものであり、それに代わって市が主体となって当該業務を行うためには、業務を実施したことによる効果を明確にする必要があると言える。今回の出展に関</p>	

	<p>しては、反省点や次回の出展に向けての意見交換等が行われているが、初出展ということもあり、実際にどのような影響を産業廃棄物業界に与えたかといったことや実際に人材確保につながったかどうかについて把握できていない。</p> <p>そのため、実施した業務が産業廃棄物業界に与えた成果を明らかにし、産業廃棄物業界の人材育成や人材確保を支援することが適切であったかを検証することが必要と考える。</p>	
項目	⑦（意見）「令和3年度 北九州市産業廃棄物3R 適正処理推進講習会」について	P104
現状	<p>令和4年2月10日に「令和3年度 北九州市産業廃棄物3R 適正処理推進講習会」が行われており、当講習会の内容は、令和4年2月24日から3月11日の期間においてYouTubeで配信が行われていた。</p>	
意見	<p>上述のとおり、YouTubeでの配信期間は令和4年2月24日から3月11日と限定されており、その後は閲覧できない状態である。市内の産業廃棄物の適正処理・3Rを推進するという目的を踏まえると、配信期間を制限するよりも、自由に閲覧できるようにした方が目的に資すると考えられる。また、資料等のダウンロードも可能とし、講習会の配信と合わせて、企業内での社員教育に利用してもらうなど、コンテンツとしての利用価値を高める方法を模索することが望まれる。</p>	

(9) 循環社会推進部 循環社会推進課

ア. 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画推進事業

項目	①（意見）各年度における計画について	P105
現状	<p>第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画において、中間目標年度と最終目標年度の目標数値は設定されているものの、各年の目標値は設定されていない。</p>	
意見	<p>各年時点で計画が順調かどうかを判断することは、目標達成に対して有効であると考えられる。</p> <p>そのため、現状の事業計画を踏まえて各年の目標値を設定し、実績との比較分析、さらには今後における施策の見直しを検討することが望まれる。</p>	

イ. 北九州市プラスチックスマート推進事業

項目	①（意見）専用ウェブサイトのアクセス管理について	P107
現状	<p>市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトを令和4年3月末に公開しているが、7月現在においてアクセス数の管理などは行われていない状況である。</p>	
意見	<p>市のホームページからの誘導や、SNS等を活用するなどして、市民の目に触れる機会が増えるような施策を打つことが望まれる。</p>	

	また、その効果や専用ウェブサイトの有用性を適切に把握するために、アクセス数などを適時モニタリングすることが望ましい。	
項目	②（意見）専用ウェブサイトの有効性について	P107
現状	市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトでは、「プラスチック製容器包装の分別・リサイクルについて」が紹介されている。この内容については、市のホームページのプラスチック製包装容器のページの内容とほぼ同じであった。	
意見	今回制作した専用ウェブサイトの認知度を高めることを目標とすれば、市ホームページのプラスチック製包装容器のページにアクセスした場合に、専用ウェブサイトの該当ページに飛ぶように設定すれば、専用ウェブサイトのアクセス数を高めることが可能となる。そこから他のページへ誘導するなど、専用ウェブサイトの有用性を高める施策を取ることが望ましい。	

ウ. 古紙・古着リサイクル推進事業

項目	①（意見）提出書類の電子化について	P109
現状	市は、書面により提出された「奨励金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）」及び「集団資源回収活動実績報告書（以下、「実績報告書」という。）」に基づいて奨励金の支払いを行っている。実績報告書は6枚複写であり、奨励金の交付対象は1,500団体を超過している状況である。	
意見	奨励金の交付申請書に係る書類枚数が多量になることから、集計・検証にも時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。これらを解消するために実績報告書及び交付申請書の電子化を検討することが望まれる。	
項目	②（意見）提出書類の簡略化について	P112
現状	市は奨励金の交付申請手続きに関連して、各年度の上期及び下期の奨励金の支払いの度に、支払口座に関する書類の提出を受けている。	
意見	奨励金の交付対象は100団体を超過しており書類枚数が多く、確認作業に時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。従って、支払口座に変更がある場合にのみ口座に関する書類の提出を受けること等により、事務手続きの簡略化を進めることが望ましい。	

エ. 食品提供マッチングモデル事業

項目	①（意見）今後に向けた施策について	P113
現状	食品提供マッチングモデル事業は単年度事業として行われている。本事業では市内の食品関連事業者、食品を必要としている施設・団体等を対象にヒアリング調査等を実施して、市の実態に即したマッチングシステムを検討し、持続的なシ	

	<p>システム構築に向けた課題と対策、食品ロスの削減効果等について整理している。</p> <p>さらに、今後の食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援につなげるための方策について検討し、報告書が提出されている。</p>
意見	<p>食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援は、今後、市として注力する価値のある取組みであると考えられ、本事業における各種調査で今後に向けての方策が明らかとなったのであれば、単年度事業として終わらせるべきものではないと考えられる。今後においても、報告書において示された食品提供マッチング事業推進に向けた方策に対し、全般的に対応することが望ましい。</p>

オ. 広げよう食品ロス・生ごみ削減の環づくり事業

項目	①（意見）生ごみ堆肥の受入・リサイクル推進について	P115
現状	市は、各家庭で堆肥化に取り組んだもの（以下、「処理物」という。）の回収を行っており、処理物の受入及び熟成に関する業務を事業者に委託している。	
意見	<p>令和3年度の受入実績は36.0 kg（委託額396円）であり、過去の受入実績を見ても当該業務が積極的に利用されているとは言い難い状況である。</p> <p>堆肥の利用先については、そもそも外部に引き取ってもらうのではなく、市内の学校や公園等で利用してもらえるように無料配付することにより、市民や子供たちへの意識づけや業務委託料の削減に資することになると考えられる。</p> <p>今後においては、どのようにすれば効果が上がるのかといった観点で、事業内容の見直しを図ることが望ましい。</p>	

(10) 循環社会推進部 業務課

ア. ごみ収集指定袋制実施事業

項目	①（結果）廃棄品の管理について	P119
現状	指定袋取扱店に納品された指定袋について破損品が発見された場合、破損品は保管配送業者が回収し、予備分在庫から代わりの指定袋が納品される。この回収された破損品については、保管配送業者が保管し、市担当者が在庫管理実地検査時、受取り廃棄している。	
指摘事項	廃棄品の発生については、保管配送業者から毎月市に提出される「北九州市指定袋請求金額内訳表」の交換・返品依頼の数量や予備分保管在庫明細の出庫数量などによりある程度の子測はできるものの、当該資料からその詳細を把握することは困難である。さらに、廃棄の際に、市担当者が受け取ったことを確認できる書類は存在しないとのことである。	

	<p>ただし、現状、個別の保管配送業者と袋を取り扱う店舗の間の袋の受け渡しについて詳細な報告を受けていないが、市からの依頼により、保管配送業者で記録、保管、管理されている「発注管理書」から移動の詳細を追跡することは可能であるとのことである。</p> <p>廃棄品といっても、1セット（指定袋10枚）の外袋が破損した場合などもあり、このような場合は中身の指定袋については問題なく使用できると考えられ、私的に利用するために持ち帰るといったことを未然に防止するという観点からも、適切に管理すべきである。</p>	
項目	②（結果）在庫管理について	P119
現状	<p>製袋業者から納品される指定袋には、発注分の他に納品時検査分及び予備分として一定数（例えば、大袋の場合5箱）の無償提出分が存在する。指定袋の保管・配送の委託を受けている保管配送業者では、発注分を通常在庫として管理し、納品時検査分及び予備分を予備分在庫として別管理を行っている。</p> <p>予備分在庫は検査用、若しくは、正常品に破損等が生じた場合の交換などでしか利用されないため、予備分在庫は年々積み上がっている状況である。</p> <p>市は年に1回程度、市担当者立会いの下、実地棚卸を行っているが、当該実地棚卸に関する資料を閲覧したところ、対応する資料は通常在庫分しかなく、予備分在庫については資料を確認できなかった。</p>	
指摘事項	<p>実地棚卸に関する資料について市担当者へヒアリングしたところ、予備分在庫に対しても実地棚卸は行っていたが、資料として残す決まりになっていなかったとのことである。</p> <p>現状、指定袋は通常在庫と予備分在庫に分けて管理されているが、指定袋自体はいずれの在庫でも何ら変わることはなく、換金価値を有する資産であると考えられるため、同じレベルでの管理する必要があると考える。</p>	
項目	③（意見）実地棚卸の立会について	P121
現状	業者が実施するごみ袋の実地棚卸について、令和2年度までは市の担当者が立ち会いをしていたが、令和3年度は行われていない状況であった。	
意見	<p>市担当者へヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症により保管配送業者との予定が合わず実施できなかったとのことである。</p> <p>実地棚卸に市担当者が立ち会うことが望ましく、仮に立会ができなかった場合においても、保管配送業者が実施した実地棚卸の結果を入手し、確認することが望まれる。</p>	
項目	④（意見）指定袋取扱店であるコンビニにおける在庫管理について	P122
現状	指定袋取扱店であるコンビニへの指定袋の配送については、コンビニ専属配送業者であるベンダーを通して行われる。そして毎月の配送の状況・在庫状況	

	<p>等については、各ベンダー及び各コンビニからそれぞれ報告を受け、各報告における納品状況の整合性が確認されている。</p> <p>ここで、指定袋取扱店であるコンビニから市へ納める手数料収納額の計算方法（認識タイミング）には以下の2通りがある。</p> <p>ア）配送拠点等から指定袋取扱店に指定袋が納品された時点（1か月単位で集計）</p> <p>イ）指定袋取扱店において市民へ販売された時点（1か月単位で集計）</p>
意見	<p>上述のイ）の場合、市民へ販売された時点で市へ手数料を収めることとなるため、指定袋取扱店で販売される指定袋は市が保有する在庫と考えられる。</p> <p>そのため、在庫の紛失や盗難、返品等といったリスクも市が負うことになることから、適切に管理することが望まれる。</p>

イ. ごみ処理委託事業

項目	①（結果）予定単価シートについて	P124
現状	<p>業務委託契約の締結にあたり、市が設定する予定価格の算定シートを閲覧した。算定シートは、「家庭ごみ収集」、「プラスチック製容器包装収集」及び「道路狭あい地区収集」の区分ごとに月額単価積算を行い、各区分の1台あたりの月額単価に積算台数を乗じることで予定価格を積算している。</p> <p>単価算定に利用される社会保険の事業主負担率がシートによって異なっているケースが見受けられた。</p>	
指摘事項	<p>予定価格は競争入札を行うにあたり重要な指針となるものであるため、算定に用いるシートの様式を各区分とも同様のものを利用し、社会保険料等の変更に伴う仕様の改正時にはスプレッドシートの改正履歴を適切に管理し、作成者以外の者が確認することで、誤謬の発生を未然に防ぐとともに、誤りの有無を確認する体制を構築する必要がある。</p>	
項目	②（意見）蛍光管リサイクル業務について	P125
現状	<p>家庭ごみ及び公共施設のごみにおける蛍光管のリサイクル業務について、いずれも株式会社ジェイ・リライツが受託している。</p> <p>契約にあたって徴収した見積書を閲覧したところ、家庭系蛍光管等のリサイクルに係る見積書には「処理・処分費 1kgあたり単価 110円」という内容が記載されているのに対して、公共施設のごみに係る蛍光管リサイクルに係る見積書には「処分費 1kgあたり単価 220円」という内容が記載されている。</p>	
意見	<p>双方の業務で単価が2倍程度異なる要因について、先方単価の決定過程の概要が把握可能な見積書を徴収すること等により、当該契約単価の妥当性について十分に検討することが望まれる。</p>	

ウ. し尿処理関係業務委託（人件費）事業

項目	①（意見）し尿収集業務の業務実績の報告について	P127
現状	し尿収集業務の仕様書において、市は毎日の業務実績の報告（「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の提出）を求めている。当該報告書類は、郵送で市に送られてくる運用となっているが、日々書類が送られてくるため書類の枚数も多量となり、また作業負荷もかかっている状況である。また、業者側でも切手代・封筒代など経済的にも業務量的にも負担になっていると考えられる。	
意見	業務の効率性等の観点から、「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の電子化を検討することが望まれる。	
項目	②（意見）し尿処理手数料収納業務委託について	P129
現状	し尿処理手数料の収納については、市は2か月に1回の請求を行っており、未納の場合は当初支払期限の翌月末に督促状を送付、それでも支払われない方には、督促の納付期限から2か月後に1次催告を送付している。 この1次催告を行っても支払われない場合、収納員が電話による督促を行い、自宅に伺い直接回収に当たっており、合わせて口座振替による納付を進めるなどの対応も行っている。 このような回収努力の結果、令和3年度末における収入未済件数は1,767件、金額は5,583,902円となっている。	
意見	市は収納員と協力し回収努力を行っているが、毎年、一定額は収納未済となっている状況である。現状の回収方法では限界もあると考えられるため、実効性のある対応策として、簡易裁判所による支払督促手続の利用や、し尿収集の一時停止という可能性も検討することが望ましい。	

エ. ふれあい収集業務事業

項目	①（意見）ふれあい収集業務の要件について	P131
現状	市では、ふれあい収集業務の収集対象世帯の要件として、「介護保険の要介護2以上」が一部を構成しているが、他自治体においては要介護1以上ないしは、それらの状況を問わない場合もみられる。	
意見	ごみステーションは各世帯において必ずしも近距離にあるとはいえず、また、後期高齢者人口も増加している現状では、今後、高齢者のみ世帯でのごみ出しは相当に困難になっていくことが考えられる。また、高齢者世帯に対する見守りという観点からも、「ふれあい収集」に係る期待は十分なものとうかがえる。 このような状況を鑑みると、今後の高齢者に対する施策の一環として収集対象世帯の要件について緩和する等の見直しを行うことが必要と考えられる。	

	ただし、収集業務は市が直営で行っており、係る費用の大半は作業に係る人件費となっている。要件の見直しにおいては、十分な要員確保が可能であるかが重要となる点に注意をしてシミュレーションを行うことが必要となる。
--	--

オ. 粗大ごみ収集事業

項目	①（意見）粗大ごみの処理手数料について	P135
現状	<p>市の粗大ごみ1個あたりの処理手数料は、300円、500円、700円及び1,000円の4種類となっている。ただし、当該手数料の定めに関する改正は平成21年3月13日が最後となっていることから、消費税増税や物価の変動を十分に加味した処理手数料となっているとは考えられない。</p> <p>また、品目についても「あんま器」「カセットデッキ」「ビデオデッキ」「犬小屋」「琴」「滑り台」といった、現在では流通量が少ないものや汎用性が低いものが残っており、整理がされていない。</p>	
意見	<p>粗大ごみの処理手数料は、粗大ごみの収集・運搬・処理に関する費用の一部を受益者である市民が負担するものであるが、かかる経費についても消費税増税や物価の変動があることを考えると、手数料に変動がない場合には市の経済的負担が膨らむと考えられる。</p> <p>他自治体における品目の整理方法や処理手数料の金額設定について調査を行ったうえで、これらについて検討を行うことが望ましい。</p>	

カ. 地域環境活動等支援事業

項目	①（意見）北九州市環境衛生総連合会への補助金について	P137
現状	<p>北九州市環境衛生総連合会に対する補助金は平成18年から開始されているが、補助金総額103,500千円については現在に至るまで変更はない。</p>	
意見	<p>毎年5,000人以上の人口減少が続いている状況において、北九州市環境衛生総連合会への補助金総額及び各区への配分額が平成18年度から変更されていないとの状況については疑問を感じざるを得ない。</p> <p>市内の地域住民がごみステーション維持管理を自主的かつ率先的に行う活動やまち美化活動に必要な物品購入を支援するという本来の目的からすれば、固定額の補助金の交付ではなく、現物支給といった方法により、補助金自体の支給を一部抑制し、本来必要と考えられる活動・事業に対して予算を配分できるように働きかけるべきではないかと考えられる。</p>	

(11) 循環社会推進部 施設課

ア. 工場等維持管理事業

項目	① (結果) 設計単価の積算方法について	P141
現状	<p>「工場薬品等選定納入に係る業務委託」の契約において、焼却量 1t あたりの単価契約を行っている。</p> <p>市は設計単価について、「各薬品における予定使用量×単価」の合計金額を予定焼却量で除して、算出している。受注者から提出される入札金額内訳書においても、市と同様の積算方法となっている。その結果、新門司、日明及び皇后崎の各工場において、市が設定した設計単価及び予定単価、受注者から提出された見積単価がすべて同額となっていた。</p>	
指摘事項	<p>当該業務の主な内容は、薬品の選定・投入及び評価分析である。そのため、受注者における主なコストとしては、薬品代や人件費等であると思われることから、「薬品代 (=薬品の使用量×単価)、人件費、その他経費」といった積算を行い、焼却予定量で除した金額を見積契約単価とすべきと考えられる。</p> <p>また、市が積算する設計単価及び予定単価と、受注者から提出される見積単価が一致していることから、市の積算方法について、受注者に推測されている可能性は否定できない。</p> <p>今後において、設計単価の積算方法を見直すことによって、当該業務の条件が妥当であることを客観的にみても明確にしておく必要がある。</p>	
項目	② (意見) 受注者からの報告について	P142
現状	<p>市は、受注者に対して、薬品等の購入量、使用量のみならず、購入金額の報告を求めている。</p>	
意見	<p>購入金額については、薬品の購入量に単価を乗じて算出される。この単価については、市側でも確認できるものであるため、これに購入量を乗じれば、購入金額を算出することができる。そのため、そもそも購入金額を報告させることの意義について、再度見直すことが望ましい。</p> <p>また、一部の薬品については、入札金額積算内訳書に予定使用量の記載があったが、薬品使用量の報告には記載がなかった。当該薬品については、実際に使用がなかったのか、報告が漏れていたのか明らかではない状況である。翌年度以降の設計単価の積算のためにも、適切な報告を求めることが必要である。</p>	

イ. 事務所等維持管理

項目	① (意見) 入札不調から随意契約へ移行する場合の見積辞退について	P144
現状	<p>「令和 3 年度 環境センター等施設警備業務委託」及び「令和 3 年度 環境センター空調設備保守点検業務」において、それぞれ入札が不調に終わり随意契約への移行が行われていた。</p>	

	<p>その際、指名業者選定書・入札結果書においては、最終的に随意契約を行った入札者以外の者については「見積辞退」との文言が記載されていたが、各辞退事業者が辞退の意を示した書類は存在しない状況であった。</p>
意見	<p>現状の運用は、市の業務委託契約事務の手引きに沿ったものであるが、客観的な証拠を残すために、自署等により各事業者が辞退の意を示す書類を残すことが望ましい。</p>

ウ. 新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業

項目	①（結果）契約書の契約期間について	P145
現状	<p>維持管理業務の契約期間は平成 33 年 4 月 1 日から平成 53 年 3 月 1 日までの 20 年間で明示されており、実際の維持管理業務も令和 3 年（平成 33 年）4 月 1 日から開始されている。また、市と落札者との間の平成 31 年（2019 年）3 月 29 日付「北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業 維持管理業務委託契約書」における契約書別紙 1 第 3 項の記載においても契約期間が「20 年間」である旨の記載がある。しかしながら、当該契約書頭書第 4 項の契約期間欄の記載は「平成 31 年（2019 年）3 月 29 日から平成 53 年（2041 年 3 月 31 日まで）」となっており、契約期間が 22 年間となっている。</p>	
指摘事項	<p>契約書記載の契約期間は、入札公告書、入札説明書、契約書別紙 1 の記載と整合していない。このような記載は、当事者の契約上の義務の範囲について誤解を生じさせるものであり、適切な契約処理ではなかったと考えられる。</p> <p>そのため、契約書における契約期間の始期は、上記の各書面及び業務の実態に整合するよう令和 3 年（平成 33 年）4 月 1 日としておくべきであったと言える。</p>	

エ. 新日明工場整備運営事業

項目	①（結果）受注者の誓約事項の遵守について	P147
現状	<p>新日明工場整備運営事業 事業契約書 第 9 条 (3) において「受注者の資本金は 3 億円以上であること」が義務付けられている。しかし、受注者である株式会社日明クリーンシステムの決算公告（令和 3 年 3 月期（第 1 期）、令和 4 年 3 月期（第 2 期））を確認したところ、資本金は 6 千万円となっていた。</p>	
指摘事項	<p>市に確認したところ、運営期間の開始となる令和 7 年度開始前までに増資を行い、資本金を 3 億円とする計画となっているとのことであった。契約書作成においてはこの最終的な計画である 3 億円を記載していたとのこと。</p> <p>現状の記載では契約時に資本金が 3 億円以上であることが条件のように見受けられるため、今後は実態に合わせていつ時点の資本金であるか判断できるような記載にすべきである。また、事業収支計画に沿って、適切に増資が実行されていることを適宜確認する必要がある。</p>	

項目	②（意見）物価変動等による対価の改定について	P148
現状	<p>運営・維持管理業務に係る対価は変動部分と固定部分に分けて設定されている。当該対価について、ごみ量の変動した場合、運営固定費については、基本的に改定しないこととされているが、実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合は、発注者と受注者の協議によることと定められている。</p>	
意見	<p>「実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合」とあるように、現状、ごみ処理量の増加に対しては改定が想定されているが、減少した際については言及されていない状況である。将来において、人口減少や技術革新等によるごみ削減等が起こることも考えられ、また、契約の公平性という観点からも、増加を想定するのであれば減少についても想定すべきであると考えられる。</p>	

オ. 容器包装分別収集再商品化促進事業

項目	①（意見）有償入札に係る拠出金について	P151
現状	<p>PET ボトルの有償入札分については、所定の計算式に基づき容器包装リサイクル協会から市に拠出金が支払われている。しかし、市と容器包装リサイクル協会との業務実施契約書及び業務実施覚書において有償入札が生じた場合の拠出金の計算方法、支払時期、支払方法等、その処理に関する条項は一切ない。</p> <p>なお、市から容器包装リサイクル協会に確認したところ、拠出金は寄付金として処理をしているとのことであったが、市においては寄付金ではなく有価物売却収入として処理している。</p>	
意見	<p>市は令和3年度だけでもPET ボトルの有償入札に係る拠出金として合計53,058,473 円の支払いを受けておりその額は高額であるにも関わらず、そもそも拠出金を市が受領すること自体について法令、契約等の法的根拠が存在しない状況である。また、拠出金の計算式についても、容器包装リサイクル協会が明確な法的根拠なく、一方的に指定した計算式に従っている状況である。その他、拠出金の支払時期、支払方法等についても同様である。</p> <p>契約書等の法的文書により権利義務を明確にすることは難しいかもしれないが、少なくとも、容器包装リサイクル協会に対して、今後の拠出金の支払いに関して何らかの文書で確認をとる、或いは、拠出金の支払いに係る市の法的地位について所轄官庁の見解を確認する等の対応により、できる限り安定的に拠出金の支払いを受けられるように努めることが望ましい。</p>	
項目	②（意見）有償入札に係る拠出金の計算結果の検証について	P153
現状	<p>PET ボトルの有償入札に係る拠出金の算定式は容器包装リサイクル協会により明示されている。しかしながら、この計算式に基づき拠出金を算定する際に、その基礎となるデータについては容器包装リサイクル協会から客観的なデ</p>	

	ータは提供されておらず、市において計算結果の正確性を検証することができない状況である。	
意見	<p>市が容器包装リサイクル協会から受け取る PET ボトルの有償入札に係る拠出金の額は高額であるため、その金額の正確性を市が独自に検証する必要性は高いと言える。</p> <p>容器包装リサイクル協会との間でデータ提供の方法、範囲についても協議をして、できる限り客観的な検証ができるよう努めることが望ましい。</p>	
項目	③ (意見) PET ボトルの再商品化の委託について	P153
現状	現状、PET ボトルについては容器包装リサイクル協会に対し再商品化委託をしている。	
意見	<p>PET ボトルについては、その資源価値の高まりにより有償での再商品化が十分期待できる状況である。そのため、市が独自に再商品化事業者を選定することにより、容器包装リサイクル協会から受け取る拠出金よりも高額の対価を受領できる可能性も十分に認められる。また、政策的に市内業者優先措置を採用することや、容器包装リサイクル協会が寄付金としての拠出金の支払い条件を一方的に変更するリスクを回避することができる等の点においても有益であると考えられる。</p> <p>なお、市によれば、令和 5 年度から試験的に PET ボトルの 50%については市が独自に再商品化事業者を選定し、容器包装リサイクル協会を通さずに再商品化をする予定とのことである。</p>	

カ. 一般廃棄物の広域処理（他都市ごみの受入）

項目	① (意見) 他都市からのごみ受入の処理料金について	P155
現状	<p>他都市からのごみ受入に関する処理料金については、消費税込みの金額となっている。</p> <p>また、可燃ごみの処理料金については、平成 19 年度に改定した以降は変更がなく、粗大ごみ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の処理料金については、受入当初（粗大ごみは平成 15 年度、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は平成 26 年度）より変更がない。</p>	
意見	<p>令和 5 年 10 月から開始される消費税のインボイス制度や、将来において起こりうる消費税増税に備えて、「税抜き価格プラス消費税」という処理料金にすることが望まれる。</p> <p>また、昨今においては、円安や原油価格の高騰等を受けて、コークスや水道光熱費等、全面的に物価高の状況であるため、現状の処理料金が妥当なのかについて適時に検討し、必要に応じて料金改定を行うことが望まれる。</p>	
項目	② (意見) ごみの受入期間について	P156

現状	直方市、遠賀・中間地域広域行政事務組合、行橋市・みやこ町清掃施設組合の3団体との間で締結された一般廃棄物の処理に関する基本協定書第6条第2項においては、委託者である各団体が市への一般廃棄物の搬入を廃止する場合3年以上の猶予をもって書面で市に通知すると規定されている。
意見	<p>ごみ処理施設の設置、維持、管理には多大なコストを要し、長期的なビジョンに基づき計画を立案する必要がある。しかしながら、各団体の事情で3年という短期間で一方的にごみの受入を廃止されるのであれば、市としては、各団体から支払われる処理委託料の金額や必要十分なごみ処理能力の将来予測が困難となり、長期的な視点でごみ処理施設の設置、維持、管理計画を立案することが困難になる。</p> <p>そのため、今後の契約更新に際しては、他団体からの受入停止の予告期間を3年よりも長い期間に設定しておくことが望ましい。</p>

(12) 循環社会推進部 工場（新門司工場、日明工場、皇后崎工場）

ア. 工場一般管理（各工場共通）

項目	①（結果）備品の管理不備について	P158
現状	<p>工場で管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が現物実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。</p> <p>(a)老朽化・陳腐化した備品の存在</p> <p>市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。</p> <p>(b)備品台帳と現物の照合</p> <p>備品台帳と現物の照合は、年1回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。</p>	
指摘事項	<p>備品の管理については「物品管理要領（会計室通知）」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求められている。</p> <p>物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。</p>	

イ. 日明工場

項目	①（結果）与信管理について	P160
現状	有限会社Bに対する令和4年5月時点の未納残高（日明工場）は12,666,500円である。	
指摘事項	ごみ処理手数料（後納者）受付業務マニュアルには、督促状の納期限を過ぎても入金がない場合、施設課が自己搬入カードの使用を停止する旨が記載されてい	

	<p>る。また、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録マニュアルには登録取消基準が定められており、今回のケースは登録取消に該当すると考えられる。</p> <p>この点、市は、自己搬入カードの使用を停止し、「1 カ月分まとめ払い」から「その都度払い」に支払い方法を変更しなかったことや車両の登録取消といった対応を取らず、会社の資金繰りが逼迫していると考えられる中で取引を継続したため、最終的に 12,666,500 円と多額の未納金が発生するに至っている。</p> <p>したがって、登録取消基準に該当するような事象が発生した場合には、債務者の状況を適切に調査し、登録取消等の適切な措置を講じるべきである。</p>							
項目	②（意見）ごみ処理手数料の未納について	P161						
現状	<p>日明工場では、令和 4 年 5 月 20 日時点で、以下のごみ処理手数料の未納が発生している。</p> <table border="1" data-bbox="454 795 981 940"> <thead> <tr> <th>未納業者名</th> <th>未納金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有限会社 A</td> <td>2,900 円</td> </tr> <tr> <td>有限会社 B</td> <td>12,666,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>有限会社 A に対しては 4 回の催告（最終の催告日は平成 29 年 8 月 18 日）を行っているが、いずれも代表者と連絡が取れていない。市の調査（令和元年 5 月 21 日）によると、会社の所在地は抵当権の行使により売却され、すでに他の会社が営業しているとのことであり、徴収は不可能な状況とのことである。</p> <p>有限会社 B については、令和元年 5 月 10 日に破産手続が開始され、令和 2 年 7 月 28 日に破産手続廃止の決定が確定している。</p>	未納業者名	未納金額	有限会社 A	2,900 円	有限会社 B	12,666,500 円	
未納業者名	未納金額							
有限会社 A	2,900 円							
有限会社 B	12,666,500 円							
意見	<p>有限会社 A については、最終の催告日から 5 年、市の調査から 3 年が経過しており、未納金の回収可能性は極めて低いと考えられる。実際に、市は令和 4 年 9 月に不納欠損処理を行っている。</p> <p>一方、有限会社 B については、令和 2 年 7 月 28 日に破産手続廃止の決定が確定しており、登記簿も令和 2 年 7 月 30 日に閉鎖されているが、現時点では清算未了である。そのため、北九州市債権管理条例第 7 条第 1 項第 4 号（債権放棄）により徴収停止後 3 年の経過を待つか、或いは、消滅時効の期間（5 年）が満了したときに債権が消滅する（地方自治体第 236 条）ときのいずれかに、不納欠損処分を行うことが望ましい。</p>							

(13) 環境センター（新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター）
ア. 環境センター全般に関する事項

項目	①（結果）備品の管理不備について	P163
現状	<p>環境センターで管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が現物実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。</p>	

	<p>(a)備品台帳と現物の不一致 市が管理する備品について実査を行ったところ、現物が確認できないものが存在した。当該資産は取得年月日が古いため、老朽化により廃棄したものと想定されるが、台帳上、廃棄が反映されていなかったと推測される。</p> <p>(b)老朽化・陳腐化した備品の存在 市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。</p> <p>(c)備品台帳と現物の照合 備品台帳と現物の照合は、年1回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。</p>	
指摘事項	<p>備品の管理については「物品管理要領（会計室通知）」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求められている。</p> <p>物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。</p>	
項目	②（意見）芝刈り機について	P165
現状	各環境センターにおいて、芝刈り機を保有しており、市民に無料貸し出しを行っている。	
意見	<p>各センターにおいて、芝刈り機の故障やメンテナンスに備えて、多めに芝刈り機を保有しているとのことであるが、貸し出し状況を見ると、保有台数が適切なものか、疑問が生じるところである。</p> <p>今後においては、以下のような観点で検証し、芝刈り機の保有台数を減らすことを検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各センターで管理するのではなく、3センター合わせて管理する。 ▶ 市のホームページにおいては、原則3日間貸し出しとなっているが、実際には4日以上貸し出ししている事例が散見される。 ▶ 貸し出しについて、1日単位ではなく、半日単位にする。 	
項目	③（意見）資源化ボランティア袋について	P166
現状	まち美化の推進を図るため、各環境センターにおいて、「まち美化ボランティア袋」及び「資源化ボランティア袋」の管理や市民センター等への配達といった業務を行っている。このうち、令和3年度において「資源化ボランティア袋」の払い出しはなかった。	
意見	今後においても、「資源化ボランティア袋」の払い出し見込みがないようであれば、「(10)循環社会推進部 業務課 カ. 地域環境活動等支援事業 ①（意見）北九州市環境衛生総連合会への補助金について」に記載している北九州市環境衛生総連合会等への配付を行うことを検討すべきである。	

	それによって、当該袋の管理をする工数が削減できるとともに、北九州市環境衛生総連合会への負担金支出も削減することが可能となると考えられる。	
項目	④（意見）車両実績報告書について	P166
現状	皇后崎環境センターにおける令和4年3月分の「車両実績報告書」において、計算式が誤っていたことから当月の走行距離がマイナスとなっている車両が1件あったが、修正をされることなく担当者及び上長(係長、副所長)の確認に基づく押印が行われていた。	
意見	誤った内容のまま上長による確認が行われていることからチェック体制が形骸化していることも考えられる。当該資料の必要性や、必要であればどのように利用していくのか、といった観点を考慮したうえで、様式を変更する検討が必要である。	
項目	⑤（意見）車両の稼働について	P167
現状	「車両実績報告書」では各車両の稼働日数、走行距離及び燃費を月次単位で確認することが可能となっているが、各車両の1年間の稼働実績を当該報告書より算定したところ、各環境センターにおいて利用している車両について、稼働状況が芳しくないものが存在している。	
意見	稼働状況が芳しくない車両においても一定のメンテナンス費用等が生じることを考えると、台数を減らし、効率よくローテーション利用する等の検討を行う必要があると考えられる。	

(14) 公益財団法人北九州市環境整備協会

項目	①（結果）リース契約に関する会計処理について	P168
現状	誘導結合プラズマ質量分析機器装置(ICP-MS)のリース取引について、毎月発生するリース料を賃貸借処理している。	
指摘事項	<p>契約書第2条において中途解約禁止の旨が定められていることや、契約書第24条の費用負担に関して賃借人である北九州市環境整備協会が一切の費用を負担する旨が定められていることから、ファイナンス・リース取引の要件を満たすと判断できる。</p> <p>さらに、契約書第21条第1項において、賃借人は、リース期間満了後は原状回復のうえ、賃貸人に返還する旨規定されていることから、当該取引の性質は所有権移転外ファイナンス・リースに該当すると判断される。</p> <p>最後に、法人の基本財産の規模からしても重要性がないとは言えないと判断できることから、当該リース取引については重要性のある所有権移転外ファイナンス・リース取引として資産計上すべきであったと言える。</p> <p>今後において、リース取引が発生した場合は上記の会計基準や注解等に従い、個別具体的かつ適切に判断すべきである。</p>	

項目	②（意見）市からの派遣者にかかる給与負担について	P171
現状	<p>北九州市環境整備協会において、市職員の派遣の受入を行っている。派遣者の北九州市環境整備協会における役職は、東部事業所の係長3名、西部事業所の係長3名、総務部長1名（令和4年3月末で派遣終了）であった。</p> <p>条例や取決め書によれば、派遣者に係る給与は市が負担、手当等は北九州市環境整備協会が負担することになっている。</p>	
意見	<p>「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第六条第2項を根拠として、今回のケースにおいて、派遣者に係る給与について、市が負担することに法的な問題はないと解釈できる。</p> <p>ただし、今回の事例においては、総務部長は法人全体に関する業務を行っていることから、市が給与負担することの合理性については疑問が生じるところである。</p> <p>そのため、取決め書において、全額支給を当然と定めるのではなく、個々の職員の業務内容等に応じて、一部支給を可能とする運用の方が望ましいと言える。当該論点については、過去に他の自治体において住民訴訟や住民監査請求がなされていることから、給与負担の在り方について改めて整理し、市の条例や取決め書の内容について見直しを検討することが望まれる。</p>	
項目	③（意見）市からの車両貸与について	P173
現状	<p>市は車両21台を北九州市環境整備協会に対して、無償で貸し付けている。</p> <p>なお、自動車重量税や自動車損害賠償等の必要な経費は、北九州市環境整備協会の負担としている。</p>	
意見	<p>市から北九州市環境整備協会に対して、車両を無償にて貸与している背景としては、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 従来、市が行っていたごみ収集業務について、外部に業務委託するようになった。そのため、市が所有していた車両が不要になったため、貸与している。 ▶ 無償貸与とすることにより、業務委託の金額を減らすことができる。 <p>この点について、市自らが当該車両を利用する見込みがないのであれば、北九州市環境整備協会等の外部に売却することが望ましい。</p> <p>また、北九州市環境整備協会側においても、自ら車両を所有することにより、買い替え等に関する中長期的な計画を立てることができると考えられる。</p>	
項目	④（意見）部門別損益について	P174
現状	<p>過去2年間の数値を見る限り、廃棄物適正処理事業（＝すべて市からの受託事業）は黒字であるのに対して、環境検査分析事業（＝大半が民間向け）は赤字が続いている。すなわち、環境検査分析事業の赤字を廃棄物適正処理事業で補填しているという状況である。</p>	

意見	環境検査分析事業においては、民間事業者等との競争が激しいといった要因はあるが、そのような環境下でも、黒字になるように尽力（例えば、値上げ、業務の効率化、検査内容の取捨選択等）すべきであると言える。
----	--

(15) 平成 14 年度北九州市包括外部監査の Follow

項目	平成 14 年度包括外部監査の措置状況について	P176
現状	平成 14 年度包括外部監査の措置状況について、現状を確認した。その結果、各論点について概ね改善されていたが、「物品の管理」については引き続き改善を図る必要があると認められた。	

以 上